



平成27年度から 子ども・子育て支援新制度が始まります

全ての子どもが笑顔で成長できるように、また、子育てをしている全ての家庭が安心して子育てできるように、子育て支援の仕組みが変わります。

今号では、『子ども・子育て支援新制度』の概要や市の取り組みなどについてお知らせします。

1 新制度の目的

平成27年4月1日から運用が始まる子ども・子育て支援新制度は、幼児期の質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大と確保、地域の子ども・子育て支援の充実に推進することを目的としています。

新制度では、これらの目的を達成するため、市が実施主体となつて子育て中の市民のニーズを把握した上で、子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画的な事業などを行っていきます。

2 新制度のポイント

① 幼児期の学校教育・保育を行う施設に対する財政支援の一本化

これまで幼稚園・保育所・認定こども園などへの公的な財政支援は、それぞれの制度に基づいて個別に行われてきましたが、新たに共通の給付制度（施設型給付）が創設されます。

② 認定こども園の普及促進

幼児教育と保育を一体的に提供する『認定こども園』の普及が促進さ

れます。なお、既存施設が認定こども園に移行するためには、一定の継続が必要になります。

※認定こども園は、幼稚園と保育所の役割を併せ持ち、未就学児に幼児教育と保育を提供し、地域の子育て支援を行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。

③ 小さな規模の保育事業を対象とした財政支援

これまで、認可外とされてきた定員20人未満の小さな規模で行う『小規模保育事業』、『家庭的保育事業』、『事業所内保育事業』、『居宅訪問型保育事業』は、市の認可事業となり、新たな給付制度（地域型保育給付）が創設されます。

④ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

教育・保育施設を利用する子どもがいる家庭だけでなく、自宅で子育てを行う家庭を含む『全ての子育て家庭』を対象として、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援の充実を図ります。

そのために、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）などの充実が図られます。

これまでの市の取り組み ～子育てに関する制度～

○児童手当

- ▶対象 中学校修了前までの児童を養育している世帯
- ▶月額
 - ・3歳未満 1万5,000円
 - ・3歳～小学生 1万円（第3子以降は1万5,000円）
 - ・中学生 1万円
- ※養育者の所得が一定額以上のときは一律5,000円。

○特別児童扶養手当

- ▶対象 心身に政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童を養育している世帯
- ▶月額
 - ・重度の障がいのある児童 4万9,900円
 - ・中度の障がいのある児童 3万3,230円
- ※養育者の所得が一定額以上のときは支給されません。

○児童扶養手当

- ▶対象 18歳（心身に政令で定める程度の障がいのある児童は20歳）になる年度末までの児童を養育しているひとり親世帯
- ▶月額
 - ・4万1,020円
 - ・第2子は5,000円、第3子以降は3,000円を加算
- ※養育者の所得が一定額以上のときは減額、または支給されません。

○災害遺児手当

- ▶対象 父母または父母のいずれかが災害（交通事故、労働災害を含む）により死亡または重度の障がいの状態になった、小・中学校に在学する児童がいる世帯
- ▶月額 児童1人につき1万円

3 新制度で変わる主なポイント

① 幼稚園や保育所などを利用する際の手続き

幼稚園や保育所などを利用する際は、『認定』を受けていただくこととなります。

幼稚園：平成27年度から新制度に移行する幼稚園と、手続きや保育

料について従来どおりの運営を続ける幼稚園に分かれます。従来どおりの運営を続ける幼稚園を利用する際は、『認定』を受ける必要はありません。

詳しくは、利用予定の幼稚園に直接お問い合わせください。

保育所：新制度に移行し『認定』を受ける必要がありますが、利用手続きは、これまでと変わりありません。

新制度での認定区分

| 認定区分 | 対象 | 利用対象施設 |
|------|---------------------|--------|
| 1号認定 | 満3歳以上で、保育を必要としない子ども | 幼稚園など |
| 2号認定 | 満3歳以上で、保育が必要な子ども | 保育所など |
| 3号認定 | 満3歳未満で、保育が必要な子ども | 保育所など |

② 保育の利用時間

2号・3号認定の方は、『保育の必要量』によって、保育の利用時間の上限が異なります。

- ・『保育標準時間』利用：保護者のフルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
- ・『保育短時間』利用：保護者のパートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

③ 保育を必要とする基準

保育を必要とみなす認定（2号・3号認定）を受ける事由に、『保護者が求職活動中・就学中の場合』、『虐待や家庭内暴力を受けている、または再び受ける恐れがある場合』、『育休中の継続利用が必要な場合』が追加されます。

4 新制度における市の取り組み

市は、新制度の開始に向けて、平成26年9月に、『新制度の財政支援の対象となる施設の運営に関する基準』、『市が認可することとなる小さな規模の保育事業の設備・運営に関する基準』、『放課後児童クラブの設備・運営に関する基準』を条例で定めました。

また、今後、新制度に基づき子ども・子育て支援施策を市の実情を踏まえて計画的に実施するために、平成27年度から5年間を計画期間とする『登別市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けた作業を進めています。

策定に当たっては、保護者の代表、子育て支援関係者、教育・保育の関係者などからなる『登別市子ども・子育て会議』を設置し、市民の皆さんのニーズ調査の実施をはじめ、さまざまな立場や視点から調査審議を行っています。

問い合わせ

子育てグループ

(085)5634